

汚染の概要及び対応等

大和2丁目地内で事業者が自主的に行った土壌・地下水汚染調査の結果、環境基準を超える鉛が検出されたとの届出がありました。

1 事案の概要

- ・土壌汚染調査の結果は次のとおり。
事業所内の9地点で調査し、2地点で鉛が環境基準を超過した。
最大0.027mg/リットル(土壌溶出量基準0.01mg/リットル)
鉛以外の有害物質は検出されなかった。
- ・事業所内の9地点での地下水汚染調査の結果、基準値を超過する汚染は確認されなかった。
- ・今後、事業者は汚染原因究明のための詳細な調査を実施する予定。

2 市の対応

- ・事業所周辺の井戸に飲用実態がないことを確認しました。

(参考) 鉛について

健康への影響

高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあり、鉛の無機化合物については、発がん性があるといわれている。

用途

バッテリーやはんだの原料に使われている。かつて、鉛は上水道の水道管として、また、鉛の化合物はガソリンに添加され使用されていた。

その他

鉛の土壌溶出量基準の超過は、自然由来の可能性が高いといわれている。自然由来の土壌汚染は、土壌汚染対策法の適用外となる。

飲料水基準・地下水環境基準はいずれも0.01mg/リットルとなっているが、これは体重60kgの人がその水を1日2リットル、一生涯にわたって飲み続けても健康影響が現われない濃度として設定されている。